

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
I－2－2 監督事務の基本的考え方 上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。 (1)～(3) (略) (4) 効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。 既報告や資料提出等については、金融機関の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融機関の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。 <u>(新設)</u> (参考) 金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）（平成17年9月2日）	I－2－2 監督事務の基本的考え方 上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。 (1)～(3) (略) (4) 効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、 <u>金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的</u> に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。 既報告や資料提出等については、金融機関の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融機関の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。 <u>また、金融機関の小規模な営業所等に関して、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意する。</u> (参考) 金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）（平成17年9月2日）

現 行	改 正 案
<p>VIII-2-2 所属銀行を通じた監督</p> <p>VIII-1 (2) のとおり、銀行代理業者が営む銀行代理業に関しては、所属銀行が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、銀行代理業者の監督に当たっては、銀行代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属銀行に対する監督に重点を置き、まずは所属銀行への監督を通じて、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>VIII-2-2 所属銀行を通じた監督</p> <p>VIII-1 (2) のとおり、銀行代理業者が営む銀行代理業に関しては、所属銀行が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、銀行代理業者の監督に当たっては、銀行代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属銀行に対する監督に重点を置き、まずは所属銀行への監督を通じて、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。</p> <p><u>ただし、銀行代理業者に固有の問題がある場合や特定の銀行代理業者との間に共通の問題がある場合など、当局が直接に銀行代理業者を指導・監督する必要がある場合には、当該銀行代理業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。</u></p> <p><u>(注) 銀行代理業者の小規模な営業所等（例えば、小規模な郵便局等）に関して、所属銀行や銀行代理業者に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意する。</u></p>